

千葉市土木工事監督事務処理要領

(通則)

第1条 千葉市が発注する土木工事その他これらに類する工事(以下「工事」という。)の請負契約の適正な履行を確保するため、監督業務の実施については地方自治法(以下「法」という。)、千葉市契約規則(以下「契約規則」という。)、千葉市工事執行規則(以下「執行規則」という。)その他の法令に定めるものほかこの要領(以下「要領」という。)の定めるところによる。

(適用)

第2条 執行規則第12条から同第18条までの規定により、工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督(以下「監督」という。)の実施について定める。

(監督の体制)

第3条 監督は、発注者が締結した契約に係る確認を監督職員が行うものとする。

(監督業務の分類)

第4条 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 監督総括業務(総括監督員)

- ア 工事請負契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて委任したものの処理
- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾または協議等で重要なものの処理
- ウ 関連する2以上の工事の工程等の調整で重要なものの処理
- エ 工事の内容の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における当該措置を必要とする理由と、その他必要と認める事項の契約事務担当職員への報告等
- オ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理

(2) 現場監督総括業務(主任監督員)

- ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾または協議等(重要なもの及び軽易なものを除く。)の処理
- イ 設計図、仕様書、その他の契約関係図書(以下「契約図書」という。)に基づく工事の実施のための詳細図等(軽易なものを除く。)の作成及び交付または契約の相手方が作成したこれらの図書(軽易なものを除く。)の承諾
- ウ 契約図書に基づく工程管理、立会い、工事の実施状況の検査(段階確認を含む。以下同じ。)及び工事材料の試験または検査の実施(他のものに実施させて確認することを含む。以下同じ。)で重要なものの処理。

エ 関連する 2 以上の工事の工程等の調整(重要なものを除く。)の処理
オ 工事の内容の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の総括監督員に対する報告。

カ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理。

(3) 一般監督業務(監督員)

ア 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾または協議等で轻易なもの処理

イ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で轻易なもの作成及び交付、または契約の相手方が作成したこれらの図書で轻易なもの承諾

ウ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験または検査の実施(重要なものを除く。)

エ 工事の内容の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における当該措置を必要とする理由、その他必要と認める事項の主任監督員に対する報告。

オ 第 6 条第 3 項の規定により任命された監督員にあっては、第 6 条第 4 項の規定により任命された監督員の指揮監督並びに一般監督業務の掌理。

(監督職員の担当業務等)

第 5 条 監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。

(監督職員の任命基準等)

第 6 条 総括監督員は、当該工事を担当する課(室・所)の長(以下「工事担当課長」という。)とする。

2主任監督員は、原則として当該工事担当課(室・所)の当該工事を担当する係長又は主査以上の職にあるものから工事担当課長が任命する。

3監督員は、工事を担当する職員とし工事担当課長が任命する。

4工事担当課長は、当該工事の技術的条件を勘案し、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、更に監督適任者を監督員に任命することができる。

(監督職員の任命)

第 7 条 監督職員の任命は、工事の請負契約ごとに行うものとする。

(契約の相手方への通知)

第 8 条 発注者は、監督職員の氏名を契約ごとに、「下請負の適正化に関する指導指針」の様式第 12 号による監督職員選任通知書により、契約の相手方に遅滞なく通知するものとする。これらの者に変更があった場合も同様とする。

(監督業務の技術基準)

第9条 監督業務に必要な技術基準は、別に定めるものとする。

(監督職員間の報告等)

第10条 監督員は、契約の相手方から主任監督員に係る業務に関して協議や報告等があった場合は、速やかにその内容を主任監督員へ報告するものとする。

2 監督員及び主任監督員は、契約の相手方から総括監督員に係る業務に関して協議や報告等があった場合は、速やかにその内容を総括監督員へ報告するものとする。

(監督に関する図書)

第11条 監督職員は、次の各号に掲げる関係図書等(契約の相手方から提出された図書を含む。)をそれぞれの担当業務に応じて作成、保管し、経緯を明らかにしておくものとする。

- (1) 工事の施工計画等に係る実施状況を記載した図書
- (2) 契約の履行に係る工事履行報告及び工事工程表並びに工事打合簿等、協議事項等(軽易なものを除く。)を記載した図書
- (3) 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書
- (4) その他、監督業務に係る図書

(工事成績評定の実施)

第12条 監督職員は、担当する工事について、「千葉市工事成績評定要領」に基づき、適正に評定を実施しなければならない。

附則

この要領は、平成19年 4月 1日から適用する。